Ｍ０２５－２　広範囲顎骨支持型補綴(ｸﾗｳﾝ)
１　ブリッジ形態のもの（３分の１顎につき）　25,000点
２　床義歯形態のもの（１顎につき）　20,000点
注１　区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該補綴(ｸﾗｳﾝ)に係る補綴(ｸﾗｳﾝ)物の印象採得から装着までの一連の行為を行う場合に、補綴(ｸﾗｳﾝ)治療を着手した日において算定する。
２　区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の実施範囲が３分の１顎未満である場合は、１の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
３　保険医療材料料（別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。）は、所定点数に含まれる。
（その他の技術）
Ｍ０２６　補綴(ｸﾗｳﾝ)隙（１個につき）　65点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｍ０２７及びＭ０２８　削除
（修理）
Ｍ０２９　有床義歯修理（１床につき）　260点
注１　新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して６月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
２　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。
３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算１として、１床につき55点を所定点数に加算する。
４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かって修理を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算２として、１床につき35点を所定点数に加算する。
Ｍ０３０　有床義歯内面適合法
１　硬質材料を用いる場合
イ　局部義歯（１床につき）
⑴　１歯から４歯まで　216点
⑵　５歯から８歯まで　268点
⑶　９歯から11歯まで　370点
⑷　12歯から14歯まで　572点
ロ　総義歯（１顎につき）　790点
２　軟質材料を用いる場合（１顎につき）　1,200点
注１　２については、下顎総義歯又は区分番号Ｍ０２５に掲げる口蓋補綴(ｸﾗｳﾝ)、顎補綴(ｸﾗｳﾝ)に限る。
２　新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して６月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
３　１については、保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。
４　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かった当日に間接法により有床義歯内面適合法を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算１として、１顎につき55点を所定点数に加算する。
５　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かって、間接法により有床義歯内面適合法を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算２として、１顎につき35点を所定点数に加算する。
Ｍ０３１からＭ０３３まで　削除
Ｍ０３４　歯冠補綴(ｸﾗｳﾝ)物修理（１歯につき）　70点
注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。
Ｍ０３５からＭ０４０まで　削除
Ｍ０４１　広範囲顎骨支持型補綴(ｸﾗｳﾝ)物修理（１装置につき）　1,200点
注　保険医療材料料（別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料を除く。）は、所定点数に含まれる。
第２節　薬剤料
区分
Ｍ１００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。
注１　薬価が15円以下である場合は、算定できない。
２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。
第３節　特定保険医療材料料
区分
Ｍ２００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数
注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。
第13部　歯科矯正
通則
１　歯科矯正の費用は、特に規定する場合を除き、第１節の各区分の所定点数及び第２節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。
２　第13部に掲げられていない歯科矯正であって特殊なものの費用は、第13部に掲げられている歯科矯正のうちで最も近似する歯科矯正の各区分の所定点数により算定する。
第１節　歯科矯正料
区分
Ｎ０００　歯科矯正診断料　1,500点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、治療計画書を作成し、患者に対し文書により提供した場合に算定する。
２　歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、保定を開始するとき及び顎切除等の手術を実施するときに、それぞれ１回に限り算定する。
３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｎ００１　顎口腔(ｸｳ)機能診断料　2,300点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、顎変形症に係る顎口腔(ｸｳ)機能診断を行い、治療計画書を顎離断等の手術を担当する保険医療機関と連携して作成し、患者に対し文書により提供した場合に算定する。
２　顎口腔(ｸｳ)機能診断料は、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、顎離断等の手術を開始するとき及び保定を開始するときに、それぞれ１回に限り算定する。
３　区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断料の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｎ００１－２　歯科矯正相談料
１　歯科矯正相談料１　420点
２　歯科矯正相談料２　420点
注１　１については、区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断料の注１又は区分番号Ｎ００１に掲げる顎口腔(ｸｳ)機能診断料の注１に規定する施設基準に適合しているも